



概要版

南あわじ市  
老人福祉計画及び介護保険事業計画  
【第9期】

高齢者が元気でいきいきと  
自分らしく暮らせるまち  
南あわじ



令和6年3月  
南あわじ市

# 1

## 計画の基本的な考え方

### ● 計画策定の趣旨等

わが国の人口は、令和4年（2022年）10月1日現在、1億2,495万人となっており、そのうち65歳以上の高齢者人口は3,624万人となり、人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は29.0%となっています。

高齢者人口は、令和22年（2040年）にピークを迎えるとされる中、令和7年（2025年）以降は「高齢者の急増」から「現役世代人口の急減」に局面が変化すると見込まれており、社会活力を維持・向上するためには、現役世代人口が急減する中で、高齢者をはじめとする多様な就労・社会参加を促進するための「健康寿命の延伸」や労働力の制約が強まる中での「医療・介護サービスの確保」が求められています。

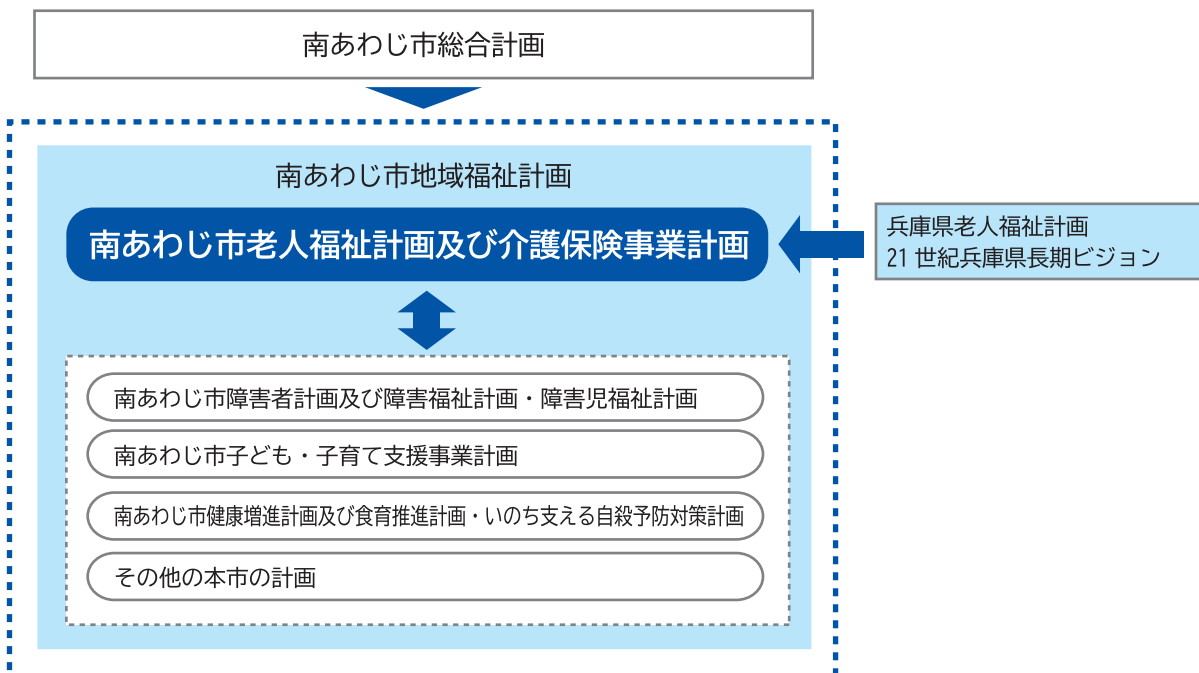
第8期計画の実績とその評価やアンケート結果を踏まえ、第8期計画の取組を継承しつつ、高齢者・障がい者・子どもなどすべての人が地域に暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、「南あわじ市老人福祉計画及び介護保険事業計画（第9期）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

### ● 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づき策定する「市町村介護保険事業計画」の2つの計画を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、一体的に策定するものです。

また、本計画は「南あわじ市総合計画」を上位計画とし、「南あわじ市地域福祉計画」「南あわじ市障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画」等の保健・医療・福祉施策に関する計画と調和を保ちながら策定しました。

さらに、兵庫県の「兵庫県老人福祉計画（第9期介護保険事業支援計画）」「21世紀兵庫長期ビジョン」等との計画とも整合性を図ります。



## ● 計画の期間

本計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間を計画期間として策定しました。



## ● 日常生活圏域の設定

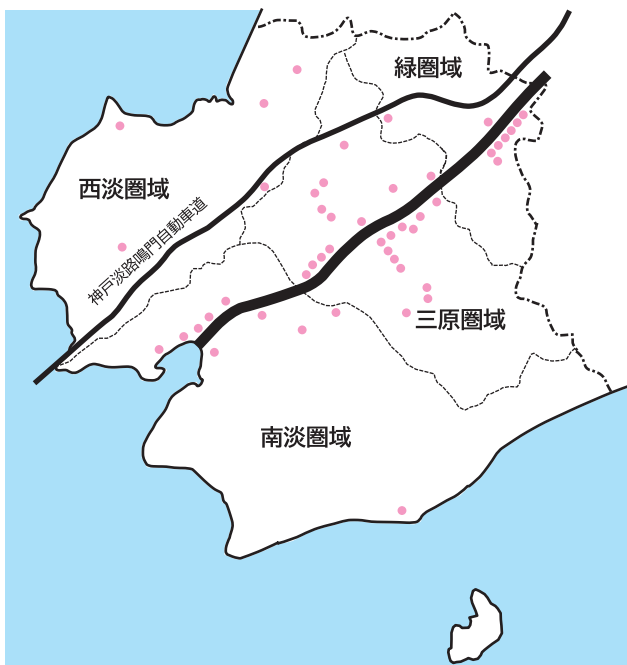
本市では、第3期計画策定時に設定した、市民生活に馴染みの深い旧4町（緑町、西淡町、三原町、南淡町）を引き続き日常生活圏域として設定しています。

圏域により高齢化率等にばらつきがありますが、いずれの圏域においても同水準のサービスが受けられるよう、各圏域の実情を踏まえた基盤整備に取り組むとともに、「南あわじ市地域福祉計画」との整合性を図りながら、インフォーマルサービスとの連携による地域の福祉力の向上に取り組めます。

圏域名	総人口	65歳以上人口	高齢化率
緑圏域	5,671人	1,721人	30.3%
西淡圏域	9,292人	3,739人	40.2%
三原圏域	14,779人	4,786人	32.4%
南淡圏域	14,834人	5,823人	39.3%
市全体	44,576人	16,069人	36.0%

資料：住民基本台帳（令和5年（2023年）9月末日現在）

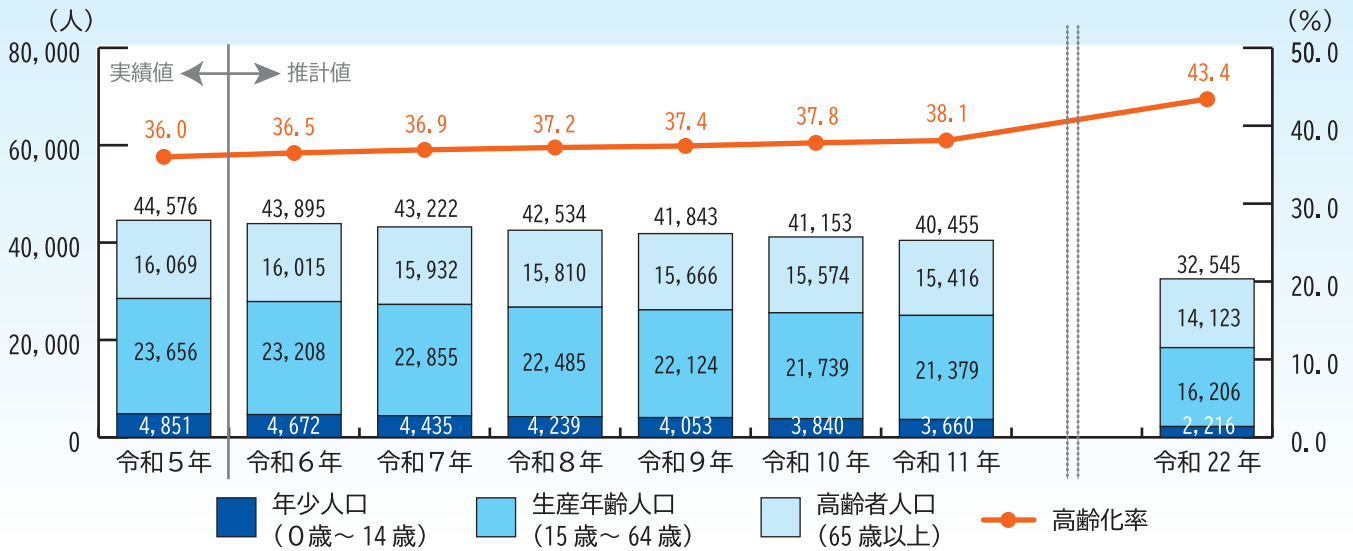
### ■ 介護サービス事業所マップ



## ● 人口の推移と将来推計

令和5年（2023年）9月末の人口をみると、本市の総人口は44,576人となっています。

また、将来人口の推計をみると、総人口は今後も減少傾向となり、令和8年（2026年）では42,534人と、令和5年（2023年）から2,042人減少する見込みとなっています。その後も減少は続き、令和11年（2029年）では40,455人、令和22年（2040年）では32,545人となっています。

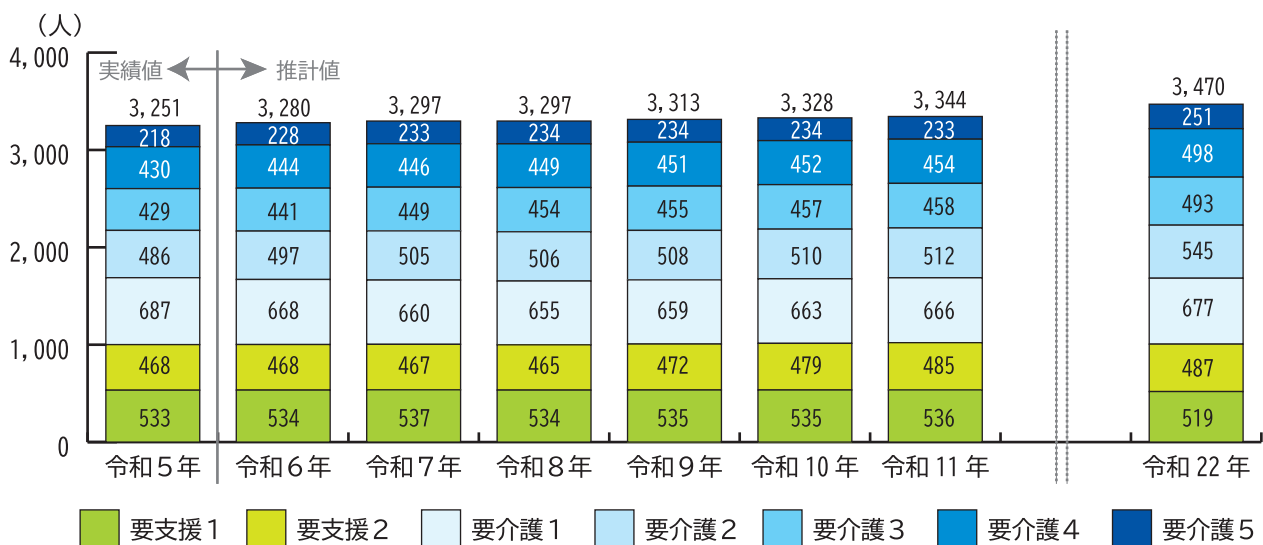


※資料：令和5年は、住民基本台帳9月末日現在  
令和6年以降は、住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計

## ● 要支援・要介護認定者数の推移と将来推計

要支援・要介護認定者数の推移をみると、横ばい傾向にあり、令和5年（2023年）では3,251人となっており、認定率は19.9%となっています。

要支援・要介護認定者数の推計をみると、増加傾向にあり、令和8年（2026年）では3,297人と、令和5年（2023年）から46人増加する見込みとなっています。その後も増加は続き、令和11年（2029年）では3,344人、令和22年（2040年）では3,470人となっています。



資料：将来推計人口及び厚労省「介護保険事業状況報告」をもとに、地域包括ケア見える化」システムで推計

## ● 基本理念

本計画においては、基本理念を「高齢者が元気でいきいきと自分らしく暮らせるまち 南あわじ」と定めます。

本市で暮らす高齢者が、「生涯に渡って心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある充実した生活を送ることができる地域づくり」、「介護が必要になっても一人ひとりが尊厳を持ちながら、自分らしく住み続けられる地域づくり」、「災害にあっても安心・安全に暮らし続けることができる地域づくり」を推進します。

その実現に向けて行政、市民、事業者、各種団体、関係機関等が連携・協働しながら様々な取組を推進していくこととします。

高齢者が元気でいきいきと自分らしく暮らせるまち  
南あわじ

## ● 施策体系

本計画では、第8期計画の取組の内容を踏襲しつつ、これまでの取組の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえ、基本理念の実現に向けて以下の4つの重点目標を定めます。

### 重点目標

1

高齢者の介護予防・フレイルの予防と支え合う地域づくりの推進

### 施策

(1) 介護予防・フレイルの予防の推進

(2) 支え合う地域づくりの推進

### 重点目標

2

高齢者の社会参加と生きがいづくりの支援

(1) 就業支援

(2) 社会参加と学び支援

### 重点目標

3

高齢者の安心・安全な暮らしづくりの推進

(1) 相談・支援体制の充実

(2) 認知症施策の推進

(3) 在宅生活への支援

(4) 家族介護者への支援

(5) 住環境の整備

(6) 安心・安全なまちづくりの推進

### 重点目標

4

介護サービスの質の向上と適正化

(1) 居宅サービス

(2) 施設サービス

(3) 地域密着型サービス

(4) 介護サービスの質の向上



## 重点目標

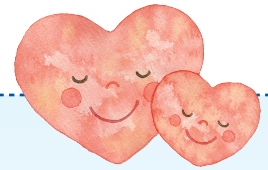
## 1 高齢者の介護予防・フレイルの予防と支え合う地域づくりの推進

## (1) 介護予防・フレイルの予防の推進

訪問型サービス、通所型サービス、介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）、介護予防把握、介護予防普及啓発、地域介護予防活動支援、一般介護予防事業評価、地域リハビリテーション活動支援、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、フレイル外来事業

## (2) 支え合う地域づくりの推進

生活支援サービスの体制整備、総合的福祉プロジェクト



## 重点目標

## 2 高齢者の社会参加と生きがいづくりの支援

## (1) 就業支援

高齢者等元気活躍推進事業の実施、シルバー人材センターへの支援

## (2) 社会参加と学び支援

高齢者等元気活躍推進事業の実施（再掲）、老人クラブ活動の支援、生涯学習活動の充実、移動手段の確保

## 重点目標

## 3 高齢者の安心・安全な暮らしづくりの推進

## (1) 相談・支援体制の充実

総合相談支援事業、権利擁護事業の推進、高齢者の虐待防止、成年後見制度の普及と活用促進、包括的・継続的マネジメント事業、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の推進

## (2) 認知症施策の推進

認知症の人に関する市民の理解の増進、保健医療・福祉サービスの提供体制の整備、認知症バリアフリーの推進、認知症介護者への支援、本人発信支援・社会参加支援

## (3) 在宅生活への支援

外出支援サービス事業、人工透析患者送迎費用助成事業、福祉いきいき住宅助成事業、高齢者日常生活用具給付等事業、「食」の自立支援事業、緊急通報体制等整備事業、高齢者安心相談事業、在宅高齢者等紙おむつ支給事業、生活管理指導短期宿泊事業、ごみ出し支援事業、訪問入浴サービス交通費実費負担金補助事業

## (4) 家族介護者への支援

家族介護用品支給事業、家族介護慰労事業

## (5) 住環境の整備

養護老人ホーム、高齢者生活支援ハウス、ケアハウス

## (6) 安心・安全なまちづくりの推進

交通安全対策の推進、消費者被害防止の推進、防災対策の推進、感染症対策の推進



## 4 介護サービスの質の向上と適正化



## (1) 居宅サービス

訪問介護、訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護、訪問看護・介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護、福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売、住宅改修・介護予防住宅改修、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護、居宅介護支援・介護予防支援

## (2) 施設サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

## (3) 地域密着型サービス

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護

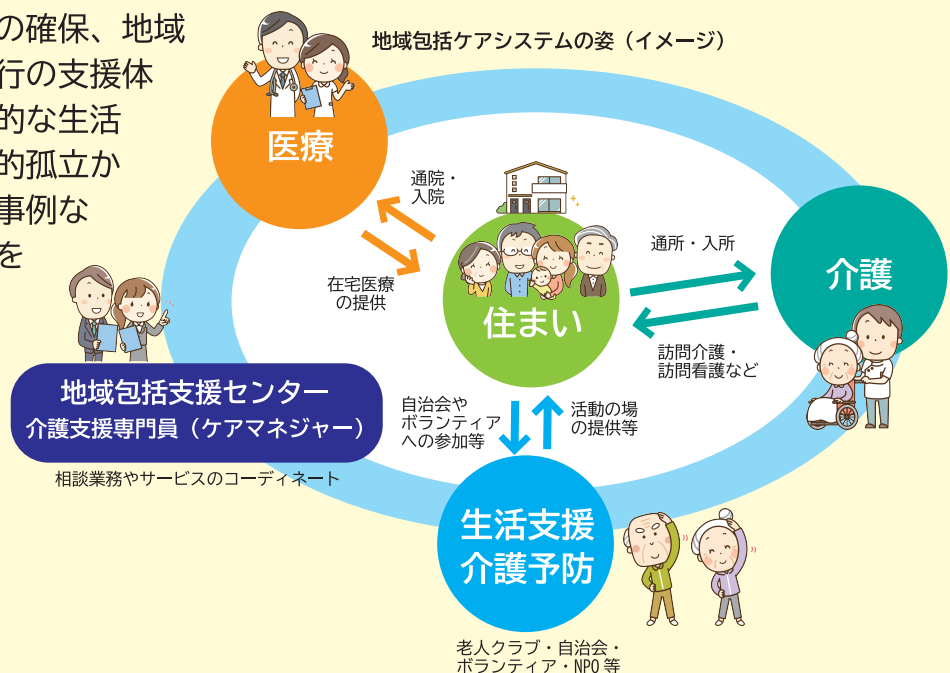
## (4) 介護サービスの質の向上

介護保険給付費適正化事業、介護サービス事業者への指導・助言及び情報提供、介護保険施設等における虐待防止、苦情相談窓口の周知、介護人材の確保

## 2040年を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進

本計画においては、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年頃に向けて、介護が必要な状態になっても高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができ、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の社会資源を活用し、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進します。

今後、さらに高齢化が進展していく中、計画の基本理念「高齢者が元気でいきいきと自分らしく暮らせるまち 南あわじ」の実現をめざし、サービス供給体制の確保、地域コミュニティとの協働、現行の支援体制では支援しきれない複合的な生活課題を抱える事例や、社会的孤立から支援につながっていない事例などに対応する仕組みづくりを推進します。



## 5

## 介護保険料（令和6年度～令和8年度）

令和6年度から令和8年度にかけて、第1号被保険者（65歳以上）の方に納めていただく介護保険料は、以下のとおりになります。年金収入金額、合計所得金額、市町村民税課税状況等に応じて納めていただく金額は異なります。

所得段階	所得などの要件		保険料率	保険料	
				年額	月額
第1段階	生活保護受給者		基準額 × 0.285	18,810円	1,568円
	世帯全員が市 民税非課税	老齢福祉年金受給者			
前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80万円以下					
第2段階		前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80万円超 120万円以下	基準額 × 0.685	45,210円	3,768円
第3段階	前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 120万円超				
第4段階	者がいる場合 に非課税（世帯 に市民税課税 本人が市民税 本人が市民税	前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80万円以下	基準額 × 0.9	59,400円	4,950円
第5段階		前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80万円超	<b>基準額</b>	66,000円	5,500円
第6段階	本人が市 民税課税	前年の合計所得金額が 120万円未満	基準額 × 1.2	79,200円	6,600円
第7段階		前年の合計所得金額が 120万円以上 210万円未満	基準額 × 1.3	85,800円	7,150円
第8段階		前年の合計所得金額が 210万円以上 320万円未満	基準額 × 1.5	99,000円	8,250円
第9段階		前年の合計所得金額が 320万円以上 420万円未満	基準額 × 1.7	112,200円	9,350円
第10段階		前年の合計所得金額が 420万円以上 520万円未満	基準額 × 1.9	125,400円	10,450円
第11段階		前年の合計所得金額が 520万円以上 620万円未満	基準額 × 2.1	138,600円	11,550円
第12段階		前年の合計所得金額が 620万円以上 720万円未満	基準額 × 2.3	151,800円	12,650円
第13段階	前年の合計所得金額が 720万円以上	基準額 × 2.4	158,400円	13,200円	

※第1段階から第3段階については、軽減措置後の金額になっています。

※保険料（月額）について、50銭以上は切り上げて1円となっています。

## 南あわじ市老人福祉計画及び介護保険事業計画【第9期】 概要版

発行年月 令和6年3月

発行 南あわじ市

編集 南あわじ市 市民福祉部 長寿・保険課  
地域包括支援室

〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1

電話 (0799) 43-5217、43-5237

FAX (0799) 43-5317